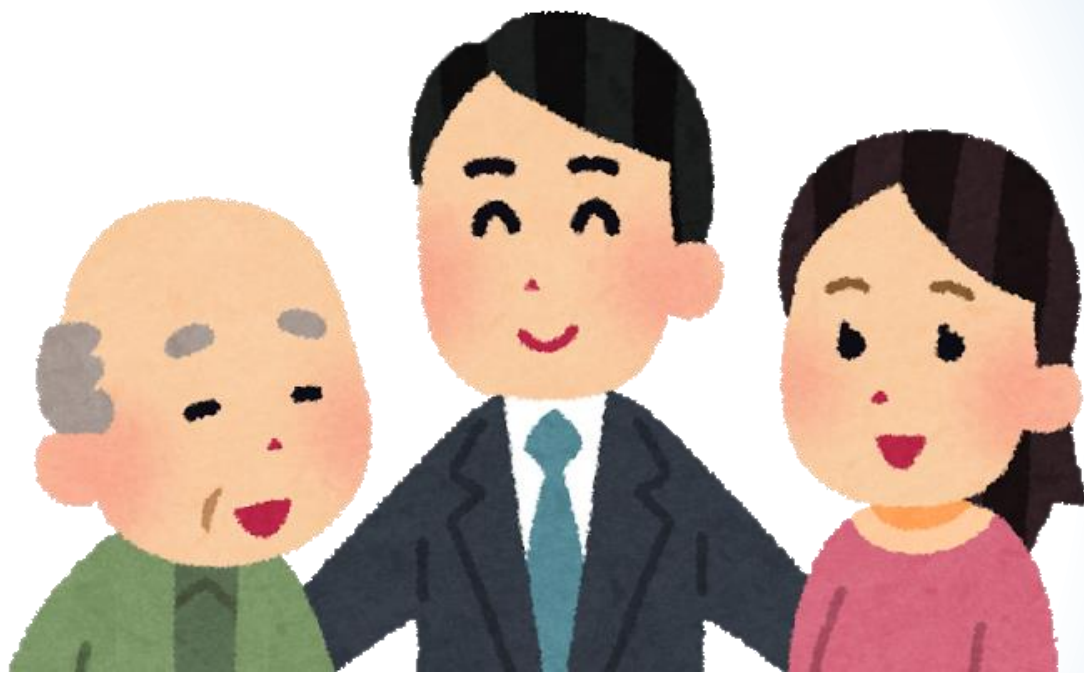


しごと
仕事の
こと

せいかつ
生活の
こと



ひとり なや
一人で悩まず、福祉相談課へ

そうだん
ご相談ください。

こと こま
こんな事で困っていませんか？

はたら はたら
○働きたくても働けない

しゅうにゅう ふあんてい せいかつ くる
○収入が不安定で生活が苦しい

びょうき き しごと
○病気が気がかかりで、仕事ができない

しつぎょう やちん はら
○失業して家賃が払えなくなりそう など



ひとり じょうきょう あ しえん さくせい よ
お一人おひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、あなたに寄り

そ た せんもんきかん れんけい かいけつ む しえん おこな
添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います

◎お問い合わせ先◎

木更津市役所 福祉部 福祉相談課

TEL：0438-23-6716

FAX：0438-25-1213

E-mail：jiritu@city.kisarazu.lg.jp

住所：木更津市朝日3-8-1

相談時間：午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）



ご相談の流れ

①相談

就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広く伺います。相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなぎます。窓口に来られない場合には相談員が訪問する事もできます。



②支援プランの作成

生活の状況と課題を分析し、あなたと一緒に自立にむけた目標や支援内容を考えます。

③支援

個々の抱える課題に応じて様々な機関と連携して、支援を実施します、定期的に状態や支援の提供状況を確認し、支援プランの振り返りを行います。



住居確保給付金の支給

○離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方、もしくは喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分（※）の住居確保給付金を支給します。

（※ 支給額は世帯の人数や収入状況等によって異なります。）

○生活の土台となる住居を確保し就職活動に集中して取り組むことを目的とした制度です。

○支給にあたっては離職から2年以内であることのほか、収入要件や資産要件などがあります。また支給が決定した後も、就職活動を熱心に行うことなどの要件があります。

○支給期間は原則3ヶ月です。

